

■今国会で十分に時間を取って審議し、改善を求めるもの一覧

章	項目	改善点
I	科学委員会および提案制度について	<p>保全の実効性を高めるため、<u>生息地等保護区の設定についても、保護管理計画の立案についても</u>、種の指定と同様に、中央環境審議会の答申ではなく、<u>科学委員会の答申とする</u>。</p> <p>国と自然保護団体等や専門家が一体となって保全を進めるため、<u>生息地等保護区の設定や保護管理計画の立案も、国民からの提案制度を法定化する</u>。</p>
II	特定第二種国内希少野生動植物種及び生息地等保護区について	<p>環境大臣の諮問に基づき中央環境審議会が答申する形でしか種指定できない<u>第 36 条、第 45 条でも「野生動植物の種に関し専門の学識経験者を有するもの」に意見を聞くこととする</u>。</p> <p>第 36 条の「生息地等保護区」とは別に、<u>土地所有者や管理者の自発的な意思に基づき環境大臣が指定する制度「認定生息地等保護区（仮称）」を創設する</u>。</p> <p>生息地等保護区の土地が民間地の場合、<u>保全に協力することによるインセンティブを設ける</u>。</p> <p>環境影響評価法などで回避・保全措置等がとられた土地は、他の開発などの悪影響を受けないよう、<u>環境大臣が第 36 条に基づいて積極的に生息地等保護区に指定するよう環境影響評価法との「横断条項」を設ける</u>。</p>
III	国際希少動植物種の取引について	<p>国際希少野生動植物種の登録手続きに関して、<u>規制前取得の登録期限を設ける、違法行為の摘発に役立つ登録票の表記を環境省令で定める、返納義務違反の罰則を強化する</u>。</p> <p>象牙の国内取引に関して、違法取引を根絶するため、<u>全象牙製品の認定義務化、象牙の個体等登録の対象の拡大、個人所有の象牙の登録義務化を実施する</u>。</p> <p>ペットショップ、ブリーダー等の管理強化に関して、<u>特別国際種事業の対象を拡大する等、生体を取り扱う事業者の登録要件を定め、コンプライアンスの低い事業者を排除する</u>。</p>

IV	<p>沿岸海洋について</p> <p>1) 海洋生物と海のレッドデータブックについて</p>	<p>2013 年の法改正時の附帯決議に「<u>海洋生物</u>」について明記されたことが一切議論、検討されていないため、<u>附帯決議に従って、早急に種の保存法への掲載検討を進める</u>。また、法の趣旨を全うするために、本法に海洋生物が対象であることを明記することが重要。</p> <p>2017年3月21日に公表された水産庁レッドリスト掲載種の選定について、国際的な基準との相違について、その根拠が示されていない種などが散見されるため、<u>科学的根拠を明確に示し、縦割りを解消して透明性を高め、信頼性のあるレッドリストとする</u>。</p> <p>環境省レッドリストに関して、<u>情報不足を理由として、判定できない、または評価対象種を限定する記載があった種は、情報を充実させて再評価を行う</u>。</p>
	<p>2) 干潟浅海域について</p>	<p>沿岸の浅海域の干潟や砂泥地に生息する種に関しては、種の保存法における生息地等保護区の指定だけでは保全の実効性が担保できないため、<u>他の法令等での対応ができないか、保全の実効性を向上させる手段の検討が必要である</u>。</p>
V	<p>抜本的な改正が必要である</p>	<p>種の保存法附則の第7条、2013年の法改正時に付けられた附帯決議8にしたがって、<u>法律を抜本的に見直し、改正する</u>。</p>

※章は、本文の章立てと統一されています。